

総情放第34号

平成27年4月28日

日本放送協会

会長 萩井 勝人 殿

総務大臣

山本 早苗

「クローズアップ現代」に関する問題への対応について（厳重注意）

貴協会が平成26年5月14日に放送した「クローズアップ現代 追跡 “出家詐欺” ～狙われる宗教法人～」において、事実に基づかない報道や自らの番組基準に抵触する放送が行われたことは、公共放送である貴協会に対する国民視聴者の信頼を著しく損なうものであり、公共放送としての社会的責任にかんがみ、誠に遺憾である。

放送法（昭和25年法律第132号）第4条第1項第3号においては、「報道は事実をまげないですること」、また、同法第5条第1項においては、「放送事業者は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならない」とされているところ、今回の事案はこれらの規定に抵触するものと認められる。

よって、今後、このようなことがないよう厳重に注意する。

また、4月28日に発表された「クローズアップ現代」報道に関する調査報告書についても、「VI. 再発防止・改善に向けて」の章で複数の提言がなされているものの、今後の具体的な取組や時期については不明である。放送現場の職員のみならず執行部が「放送ガイドライン」の内容を深く理解する場を、どのように確保するのか。情報の共有や、企画や試写等でのチェックなどについて、誰が、いつ、どのように実行するのか。踏み込んだ対応が求められる。

貴協会においては、公共放送としての社会的責任を深く認識し、今般の調査結果について十分に視聴者に伝えるとともに、放送法及び番組基準などの遵守及びその徹底はもとより、再発防止に向けた体制を早期に確立されることを強く要請する。